

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営目的は「豊かに永続すること」です。コーポレート・ガバナンスの目的は、企業に違法行為をさせない「コンプライアンス」と競争力のあ
る企業を育成するための「経営の効率性」をチェックすることであると考えております。その原則は、a. 長期にわたり株主利益の最大化を図る、b. 経
営の透明性を高めることです。

経営機構については「監査役型」を採用しております。経営監視機能の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図るため、取締役
の員数を適正化し、任期を1年にする等、取締役会を適正な体制とし、監査役による監査機能の実効性を高めております。

当社および当社子会社から成る企業集団全体で、業務の適正を確保するため、当社から、当社子会社に取締役・監査役を派遣し、定期的な連絡
会議を行うことにより、円滑な情報交換と適正な業務体制を図っております。監査役および内部監査室は連携して、企業集団におけるコンプライ
アンス体制について監査を行っております。取締役会は、企業集団における業務体制について見直し、改善を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-1-1 反対票の原因分析】

当社は、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、今後、相当数の反対票が投じられた会社提案
議案につきまして、その原因の分析を行ってまいります。

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社は、議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望を参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、検討を進めてまいり
ます。招集通知の英訳につきましても、外国人株主比率等の推移も踏まえ、引き続き検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念等

<経営理念>

当社の経営理念は当社ホームページにて開示しております。

<経営戦略・経営計画>

2017年度の創立100周年に向け、2015年度より中期3か年計画「SPK100」が進行中ですが、その内容については公表しておりません。開示情
報の正確性・公正性を確保するため、業績見通しは事業年度毎に取締役会の承認を経て公表し、四半期毎にその見通しを検証しておりますの
で、TDnetまたは当社ホームページで開示しております決算短信をご参照下さい。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

当社は、2015年4月から始まる中期経営計画を策定しておりますが、当社を取り巻く経営環境が激しく変化するなか、株主・投資家の皆様に対し
て当社の経営戦略や財務状況等を適切に理解していただくために、事業年度毎の業績見通しのみを公表することにしております。また、経営会議
において中期経営計画の進捗状況の分析を行い、必要に応じて中期経営計画の見直しを行うこととしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現時点では、独立社外取締役は1名であります。会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、独立社外取締役の2名
以上の選任に向けての検討を行ってまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会において独立社外取締役の候補者の選定を行っております。今後は当社独
自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社の取締役会は、取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の開示につきまして、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-12-1 取締役会における審議の活性化のための取扱い】

当社は、基本的に全ての取締役及び監査役が出席できるように取締役会の年間開催スケジュールを設定しております。取締役会に上程される事
項は、原則として経営会議で事前に審議されることから、社内取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しております。ま
た、社外取締役及び社外監査役には、取締役会において十分な説明、審議に必要な時間をとっております。

なお、資料等の事前配布につきましては、今後の検討課題としております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は中期経営計画を策定しておりますが、当社を取り巻く経営環境が激しく変化するなか、株主・投資家の皆様に対して当社の経営戦略や財務
状況等を適切に理解していただくために、事業年度毎の業績見通しのみを公表することにしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業戦略や取引先との事業上の関係（業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性等）などを総合的に勘案し、株式を政策保有しております。同株式の購入・買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか優先度等の観点で、検証を行い、取締役会に諮ることとしています。なお、当該株式に係る議決権の行使に關しましては特段の基準を設けておりませんが、投資の目的であるシナジー効果が最大限発揮され当社の企業価値に寄与するよう、提案された議案を検討し行使しております。また、今後は当該株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準の策定・開示の検討を行ってまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、取締役会規程に基づき取締役会での審議・決議を要することとし、その決議は、該当する役員を特別利害関係者として、除外した上で行っております。また、当社の役員に対しては、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを毎期実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「基本的な考え方」をご参照下さい。

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、職責に基づく月額報酬制であり、平成18年6月21日開催の第135回定時株主総会において決議された限度額内で、会社の業績や経済情勢等を考慮し、各取締役の実力と業績にふさわしい報酬を社長が決定しております。

(iv)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名については、その職責の全うに必要な経験と見識を有する人材を社内外問わず広く求め、候補者の原案を策定した後、監査役候補者については監査役会に提示し同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

(v)上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役候補については、個々の選任・指名理由を株主総会招集通知に記載しております。また、取締役・監査役候補については、株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき、取締役会、経営会議、社長、各本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、審議・決裁・承認等の権限を明確に規定しております。取締役会では、会社法及び定款に定める事項、株主総会の決議により委任された事項、取締役会規程に定められた経営上の重要事項について決議を行っております。また、その他の重要な業務執行に関する事項については、各取締役委任し、取締役会がその執行について監督しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、その役割と責務を実効的に果たすために、取締役が5名-7名、監査役は3名-4名程度が適正であると考えております。現在は社内取締役5名、社外取締役1名、常勤監査役1名、社外監査役2名であり、取締役は各担当事業分野に精通した者、企業経営の経験者、監査役は当社の業務全般に精通した者、公認会計士、弁護士で構成され、バランスの取れた人員内容となっております。また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上、持続的な成長に貢献できる候補者であるかを基準に選定しておりますが、その具体的な方針・手続及び開示につきましては、今後、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社の社外取締役及び社外監査役は他の会社の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役・監査役の業務に十分に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役及び常勤監査役は当社の子会社・関係会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。

当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針】

当社は、取締役及び監査役がその役割を果たすための必要な知識の取得や更新等のため、外部の研修会等への参加を推奨するとともに、それらの費用を会社にて負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が重要であると考えております。株主・機関投資家の対応については、社長及び取締役が面談を行い、IR室を窓口として、連携しながら対応しております。期末と中間期末には決算説明会を東京と大阪で実施し、投資家・アナリストにも説明を行っております。

また、株主との面談については、経営会議等で報告して情報の共有を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	416,700	8.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	353,400	7.04
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	254,900	5.08

SPK社員持株会	239,806	4.78
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	235,500	4.69
渡部和子	151,000	3.01
日本生命保険相互会社	116,600	2.32
スタンレー電気株式会社	100,000	1.99
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	83,694	1.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	82,000	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西島 康二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西島 康二	○	独立役員に指定しております。	現在はソーダニッカ株式会社の社外取締役を兼職しており、豊富な経験と、独立性の高い立場から、当社意思決定に対するチェックおよびアドバイスが期待できるため、社外取締役として適任であると判断しております。 なお、当社と西島氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、東京証券取引所上場規程第436条の2に定める独立役員として届出しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しております。年間予定、監査結果報告等の定期的な報告を含め、監査業務が期末、期初に偏ることがないよう、会計監査人と監査役とで連携を高めております。

また、会計監査人は、会計監査のみならず、会計的課題についての指導・助言等も行い、それらを監査役へ報告を行うことにより、監査役との連携を高めております。

内部監査については、内部監査室が設置されており、人員は1名です。

内部監査室は、会社の内部管理体制の課題およびその改善策を提言することにより、内部管理体制の向上を図っておりますが、監査役へ定期的にまたは随時、その結果を報告することにより監査役との連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
榎 卓生	公認会計士													
中務 尚子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榎 卓生	○	独立役員に指定しております。	経営の効率性およびコンプライアンスを監視するため、客観的かつ中立的な判断が可能である会計の専門家が適任であると判断し、公認会計士を選任しました。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定いたしております。
中務 尚子		——	経営の効率性およびコンプライアンスを監視するため、客観的かつ中立的な判断が可能である法律の専門家が適任であると判断し、弁護士を選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

役員の報酬等の額は、平成18年6月21日開催の当社第135回定時株主総会において、年額200百万円以内として決議しており、金銭報酬に一本化しております。経営陣の報酬については、単年度及び中長期的な業績を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成27年3月期における役員報酬として、取締役役に総額121,440千円、監査役に総額14,400千円(うち社外監査役7,200千円)を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役、社外監査役は、取締役会に出席し、経営の効率性およびコンプライアンスを監視しております。取締役会において的確な意見が述べることができるよう、事前に取締役会における議題についての内容を説明し、適宜資料を配布しております。また、法令および定款に違反するおそれのある事実や会社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実等が発生した場合は、当社管理本部から速やかに社外監査役へ報告する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営責任の明確化と業務執行の効率化のため、以下のとおりの経営システムを遂行しております。主に取締役を中心に構成される経営会議は毎月開催され、経営における意思決定、中期経営計画・年次計画の策定・進捗管理等、業務執行しております。取締役・監査役から構成される取締役会は、定例(四半期毎)および随時に開催され、経営会議で協議・検討された事項で取締役会で諮られるべきものの意思決定・経営の監視監督を行っております。監査役については、社外監査役を過半数の2名にしており、コンプライアンス経営を意識して、公認会計士と弁護士が就任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、また取締役会などに対し営業報告を求める等により監査を実施しております。また、内部監査室や会計監査人に対しても、随時、監査についての報告を求め、連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成される監査役会の機能と、常勤監査役と内部監査室が連携して監査を行うことにより業務の適正を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

株主が議案について十分検討できるように、株主総会招集通知を法定期日より1週間程度早く発送しております。

集中日を回避した株主総会の設定

株主が株主総会に出席しやすくなるように、集中日より早く株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

証券アナリスト協会で東京、大阪で年に数回実施しております。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

本決算に関する内容についての説明会を4月に、第2四半期決算に関する内容についての説明会を10月に、東京および大阪においてそれぞれ年間2回ずつ開催しております。また、機関投資家向けには、社長による事業説明を要請に応じて随時実施しております

あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催

海外投資家向けには、海外投資家・株主が定期的に来社し、情報交換を実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

IR資料として、決算短信、説明会速報録、事業報告書、株主還元実績等をホームページに掲載しております。なお、当社ホームページURLは、<http://www.spk.co.jp/>であります。

IRに関する部署(担当者)の設置

IRに関する部署として、企画・IR室を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおりとして、当社グループの内部統制システムの整備を図っております。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことを確保するため、

以下の経営理念を全従業員に周知徹底させる。

誠実(Sincerity)に生き

情熱(Passion)を持って仕事をし

親切(Kindness)な対応ができる

企業人の集団

経営理念に基づき、コンプライアンス確保のための諸規程を整備し、適切な社内制度の運用を図る。

監査役および内部監査室は連携して、コンプライアンス体制について監査を行う。

社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を持たず、平素より毅然とした態度で対応する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書により記録し、保存する。文書規程に当該文書の保存期限等の管理体制を定め、情報を管理する。

監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社に及ぶ各種リスクは、管理本部が統括責任部署として、各部門と連携をとり体系的に管理する。

各部門の所轄業務に関わる各種リスクは、当該部門において関連法令・規程等に則り管理する。

リスクが生じた場合には、取締役会および経営会議において報告され、適正なリスク対応および管理体制を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定例の取締役会を開催するほか、適

宜臨時の取締役会を開催するものとする。

中期経営計画・年次計画を策定し、経営会議でその進捗状況を確認し対応を図ることにより、適切な業績管理を行う。

経営方針・戦略に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、事前に経営会議で十分協議・検討した上で取締役会で決定を行う。

業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等により、職務執行の権限・責任と手続を明確に定める。

ホ. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社に取締役または監査役を派遣し、当該役員は定期的に当社子会社との連絡会議を行い、円滑

な情報交換と適正な業務体制を図る。

監査役および社外監査役、内部監査室は連携して、当企業集団におけるコンプライアンス体制について監査を行う。

取締役会は当企業集団における業務体制について見直し、改善を図る。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助

すべき使用人を指名することができる。

ト. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役の補助者として指名された使用人に対する人事評価、異動等については、監査役の承認を得るものとする。

チ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、定例および臨時に開催される取締役会に出席する。

取締役および使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、毎月の経営の状況として重要な事項、法令および定

款に違反するおそれのある事実、会社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実等について、その内容を速やかに報告する。

監査役は、職務遂行に必要と判断される事項について、取締役および使用人に説明を求めることができる。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行が実効的に行われるよう、監査役および社外監査役は会計監査人および内部監査室と連携をとり、情報交換を行う。

内部監査室および管理本部は、監査役の職務執行の補助を行う。

ヌ. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効

性を評価、報告する体制の整備・運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは多くのステークホルダーの継続的な信頼をいただくために、反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を持たないことを従業員に徹底し、次の事項を遵守しております。

1. 社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力に対して、平素より毅然とした態度で対応しております。

2. 社会的良識を備えた企業人としての行動規範を遵守し、反社会的勢力との接点を排除します。

3. 企業防衛連合会の会合に積極的に参加し、反社会的勢力の情報収集に努め、所轄警察署の防犯対策課や顧問弁護士との連携を強化し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、所轄警察署との連携を図り、組織として対応し、これを拒絶します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図

